（協会が管理する配信用設備のプログラムの機能）

第十四条の六　協会が管理するプログラム（他人が設置する配信用設備において動作するものに限る。）は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　電源供給停止、動作停止、動作不良その他必要的配信業務（法第二十条の三第一項に規定する必要的配信業務をいう。以下同じ。）に直接係る機能に重大な支障を及ぼす損壊等の発生時には、これを直ちに検出し、通知する機能を備えること。

二　配信用設備及び当該配信用設備を維持又は運用を行うために必要な設備が当該配信用設備によつて行われる必要的配信業務に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティの確保のために必要な機能を備えること。

三　アクセス集中が発生した場合に、これを検出し、継続的かつ安定的な配信を維持する機能を備えること。

［新設］

（配信用設備の運用に係る業務管理体制整備の適用の範囲）

第十四条の七　法第二十条の三第一項の基準のうち配信用設備の運用（配信用設備を同項の基準のうち技術基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）に適合させ、当該配信用設備に起因する必要的配信（法第二十条の三第七項に規定する必要的配信をいう。以下同じ。）の停止その他の重大な事故のうち人為によるものを生じさせないようにして行う運用をいう。以下「配信用設備等維持業務」という。）のための業務管理体制に関する基準（同号に係るものに限る。）は、次条及び第十四条の九に定めるところによる。

［新設］

（配信用設備の適切かつ確実な運用を確保するための措置）

第十四条の八　協会は、配信用設備として他人が設置し、又は提供する設備等を用いる場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該他人が配信用設備を適切かつ確実に運用することができる能力を有する者であることを確認するための措置

二　当該他人における配信用設備の運用の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、当該他人が配信用設備を適切かつ確実に運用しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の当該他人に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

三　当該他人が配信用設備の運用を適切に行うことができない事態が生じた場合、又は配信用設備の確実な運用を確保するため必要がある場合には、当該他人との配信用設備に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

［新設］

（準用規定）

第十四条の九　第百二十三条の四から第百二十三条の六までの規定は、協会の配信用設備等維持業務について準用する。この場合において、これらの規定中「基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者」とあるのは、「協会」と読み替えるものとする。

［新設］

（配信用設備等の概要の届出）

第十四条の十　法第二十条の三第三項の規定による配信用設備等（同条第一項に規定する配信用設備等をいう。）の概要の届出は、別表第一号の様式により行うものとする。

［新設］

（配信用設備等の配信停止等の報告）

第十四条の十一　協会は、法第二十条の三第四項の規定による報告を要する事由が発生した後速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について、別表第一号の二に定める様式の報告書を、報告を要する事由が発生した日から三十日以内に提出しなければならない。

［新設］